

平成 26 年 7 月 7 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

神奈川県知的障害福祉協会
会 長 河原 雄一

神奈川県身体障害施設協会
会 長 田中 誠一

神奈川県民間知的障害施設協同会
会 長 中尾 信利

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会 長 鈴木 暢

平成 27 年度の神奈川県に対する要望事項について

神奈川県におかれましては障害者(児)の地域生活支援に特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、障害者福祉を取り巻く状況につきましては、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと制度が変わり、また平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が成立し、国内法が整備されたことにより平成 25 年 12 月には、障害者権利条約へ日本政府も批准しました。

障害者が地域で生き生きと暮らすためには、行政が中心となりながら、また我々障害者支援団体も一体となった障害者(児)支援が一層重要になります。

福祉先進県と言われている神奈川県においては、独自性ときめ細かな施策が継続されることを強く望み、下記の事項についてご配慮くださいますよう要望します。

1 市町村地域生活サポート事業の充実について

地域生活サポート事業(以下「サポート事業」)は、障害者が安心して地域生活を送るために重要な事業と考えています。

平成 26 年度から交付金化による事業となりましたが、県が推進するサポート事業のメニューを実施する市町村が依然少ないのが現状です。政令市や事業を実施している市町村との地域格差を解消し、県民全ての利用者の支援が充実していくように全ての市町村がサポート事業を完全実施するよう働きかけるとともに、市町村が実施可能な環境、条件の整備について要望します。

また、現行のサポート事業は、事業実施後 7 年経過しています。その間事業内容の検証等がされていません。法改正等、地域ニーズも変化しており、サポート事業の内容・メニュー・要綱等の検討を関係団体との協働作業のもと実施するよう要望します。

2 施設整備について

(1) 入所施設の施設整備について

知的障害福祉協会調査では入所施設で築 30 年以上の施設があり、また、昭和 56 年 6 月 1 日 建築基準法施行令改正(新耐震)前に建設された施設もあります。ライフラインの経年劣化や施設設備の老朽化、耐震対策などの問題を抱えているとともに地域の中核的な機能を果たしていけるように、人権に配慮した個室化・小規模化・小舎化の推進、入所者の重度化や高齢化によるバリアフリー化、障害者虐待防止法に関連した緊急避難先など、生活の場としての課題を解消する必要性が生じています。広域的な観点から入所施設の整備については県が継続的、計画的に予算措置を行うことを要望します。

(2) 通所施設の施設整備について

同様に通所施設で築 30 年以上の施設があり、また、建築基準法施行令改正(新耐震)前に建設された施設もあります。日中活動施設・事業の改修等についても利用者が市町村を超えて

広域的に利用している現状を踏まえ、県が責任を持って老朽化と耐震対策を実施することを要望します。特に、地域移行の進展や高等部卒業後の障害者の増加を鑑み、地域の中で安定した日中活動の場を確保することは急務となっています。通所施設の専門性や地域性、機能性等を考慮した計画的な施設・事業所等の整備や拡張について要望します。

(3) 補助の継続について

福祉医療機構等の借り入れに関する民間社会福祉施設整備借入償還金補助及び社会福祉事業振興資金借入金利子補給費に関する補助金については、現行のとおり利用できる制度の継続を要望します。

3 相談支援体制の充実について

(1) 相談支援専門員の確保

サービス等利用計画は、平成 27 年 4 月以降支給決定を受ける利用者には、作成が必須となります。しかしながら、神奈川県におけるサービス等利用計画の進捗状況は、他県と比較しても遅れております。このままでは、神奈川県で暮らす障害者が福祉サービスを利用することに対して多くの不利益を受けることになります。

平成 27 年度以降、利用者に必ずサービス等利用計画が作成出来るように相談支援専門員を確保するためには、県の広域的な人材育成の責務を果たすことが重要です。

そのため、相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増並び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

(2) 予算措置

現行の計画相談を実施する事業者は、専任の職員を配置しても事業単体では、赤字経営を余儀なくされている現状があります。この状況下では、相談支援業者の劇的な増加を見込むのが困難な状況であります。

相談支援事業者増に向けたインセンティブをとるための緊急的時限的措置として、市町村と協力して「指定特定相談支援事業におけるサービス等利用計画助成事業(仮称)」を新たに創設するなど、予算的な措置を要望します。

4 グループホームの運営費補助の継続について

神奈川県ではグループホームに対する運営費補助により国基準より多い人員配置が可能になっています。この補助金が交付金になりましたが、今後市町村間による格差が広がった場合、多くの事業所の運営が困難になり、ホーム設置数が後退することが懸念されます。ホームの充実が見込めない状況では障害者の地域生活移行が著しく停滞する恐れが考えられ、今後とも運営費補助を継続することを要望します。

5 福祉人材の確保と定着について

協会調査では、86%の施設が求人活動を行っていますが、採用に対して満足している施設は64%に留まり、常勤職では28%、非常勤職では38%の施設が職員不足を感じている現状が見られています。求人に満足していない理由として、「優秀な人材が集まらない」「人数が集まらない」など、福祉分野への就職希望の減少が垣間見えます。こうした現状を踏まえ、将来の職業選択として福祉分野が位置づけられるよう人材確保等に関し、次の二点について要望します。

(1) 小学・中学・高校教育等に対し、福祉や障害、介護に関する理解や関心を深められるよう県が率先した広報活動を行うことを要望します。

(2) 福祉・介護の人材の確保と定着に向け、県内の地域ごとの就職フェアの開催等、県が率先し福祉人材の確保と定着に向けた取り組みを行うことを要望します。

6 利用者の工賃向上など、柔軟な運営について

(1) 障害者就労施設・事業所への優先発注について

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等への発注をさらに促進するとともに、神奈川県内の全市町村において調達方針を策定するようにご指導をお願いいたします。また、調達方針策定及び発注の際には「予算決算及び会計令第99条」を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなどの配慮をしていただきますよう要望します。

(2) 共同受注窓口の組織の継続について

神奈川県障害者生産活動支援事業における共同受注窓口組織設置推進事業については、障害者就労施設等が安定した仕事を確保するために有効な施策となっており、障害者が障害者就労施設等で工賃の向上を目指すうえでも有効なこととなっております。また、平成 25 年度の実績も着々と積み上げられております(30 件 69 事業所が受注)。

故に、共同受注窓口の継続的な設置について、ご配慮して頂きますよう要望します。

7 障害児施設における加齢児の対応について

児童福祉法改正により、平成 30 年 4 月より成人年齢に達した加齢児については、経過期間が終了し児童入所施設の利用ができなくなります。しかし、重度で行動障害のある利用者の成人施設への移行は現実的に難しい状況にあります。

このため、障害児施設に加齢児の障害者支援施設等への受け入れが促進されるよう次の三点について要望いたします。

- (1) 「障害者地域サポート事業」の中の「成人サービス移行者受入促進事業」等の有効活用できるよう市町村への指導をお願いいたします。
- (2) 受け入れ先である障害者支援施設に空きが出た場合の入所調整の仕組みを整備願います。
- (3) 加齢児や重度者を中心とした県立施設への移行枠を設けるよう願います。

8 その他

県の障害福祉施策に関わる事項は、引き続き関係団体と継続的に協議することをお願いいたします。

以上